

平成30年第1回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 平成30年 1月24日 (水)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会 (開議) 平成30年 2月13日 (火) 9時20分宣告
4. 閉会 (閉議) 平成30年 2月13日 (火) 11時09分宣告
5. 出席議員

2番 並河孝成
4番 中濱堯介
6番 村上三三郎
7番 高松照佳

9番 安部大助
10番 平田文夫
13番 米澤壽重
14番 井尻義教

6. 欠席議員

1番 松新俊典、3番 西尾幸太郎、5番 柏原広行
8番 池田賢治、11番 吉田雅紀、12番 中島謙二

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 池田高世偉
副広域連合長 山内道雄
同 升谷健(欠)
同 平木伴佳(代)
同 室崎隆司
事務局長 川崎康久
総務課長 野津信吾

介護保険課長 藤野則子
隠岐島前病院事務部長 天草巧
隠岐病院事務部長 齋藤英典
同 総務課長 齋賀光成
消 防 長 久永吉人
同 次 長 藤田正峯

8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 福島康利 書記 山崎一美

9. 会議録署名議員

2番 並河孝成 4番 中濱堯介

10. 議事日程

別紙のとおり

11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更

該当なし

12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 広域連合長提出議案の題目

同意第1号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について

- 議第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 2 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 3 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 4 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 5 号 隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 6 号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例
- 議第 7 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 8 号 レインボープラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
-
- 議第 9 号 平成 29 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 10 号 平成 29 年度 介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 11 号 平成 29 年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 12 号 平成 29 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 13 号 平成 29 年度 消防事業特別会計補正予算 (第 4 号)
-
- 議第 14 号 平成 30 年度 隠岐広域連合一般会計予算
- 議第 15 号 平成 30 年度 介護保険事業特別会計予算
- 議第 16 号 平成 30 年度 隠岐島前病院事業特別会計予算
- 議第 17 号 平成 30 年度 隠岐病院事業特別会計予算
- 議第 18 号 平成 30 年度 消防事業特別会計予算

13. 選挙の経過 該当なし
14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
15. 常任委員会委員の選任 該当なし
16. 議会運営委員会委員の選任 該当なし
17. 傍聴者 1 名

議 事

○議長（井尻 義教）

みなさんおはようございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第1回 隠岐広域連合議会定例会が招集されたところであり
ます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき誠にありがとう
ございます。

本定例会には、総額 88億6,263万円の平成30年度当初予算5件を始め、同意案件1件、条例案件8件、補正予算5件を含めた合計19案件の上程が
予定されております。

議員各位の慎重審議を頂きまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が
図れますよう、本席からご協力をお願い申し上げ開会のご挨拶と致します。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、平成30年第1回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、先程報告のとおり8名出席、6名欠席でございます。1番
松新議員、3番 西尾議員、5番 柏原議員、8番 池田議員、11番 吉田議
員、12番 中島議員が欠席であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時 20分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

《会議録署名議員の指名》

日程第1「**会議録署名議員の指名**」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、2
番・並河孝成議員、4番 中濱堯介議員を指名いたします。

《会期の決定》

日程第2「**会期の決定**」の件を議題と致します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月13日の1日間にしたいと思います。これにご異
議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日2月13日の、1日間と決定致しました。

《諸般の報告》

日程第3 「諸般の報告」を致します。

諸般の報告につきましては、お手元に配布を致しました別紙1 諸般の報告書を参照願います。

《施政方針》

日程第4 広域連合長の「施政方針」を行います。

(「議長番外」の声あり)

番外、池田広域連合長

○番外(池田広域連合長)

おはようございます。

立春とは申しますが、異常な天候が続き、本日も悪天候によりこのような形での議会開催となりますがご出席を頂きました議員各位におかれましてはいよいよ清栄のこととお喜び申し上げます。

今定例会は、構成団体の3月定例議会に先立ち招集させていただきましたが、年度末を控え何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、先の安倍首相の施政方針演説では、成長戦略に関する「働き方改革、人づくり革命、生産性革命及び地方創生」などの実現に向け、関連法案を成立させて、改革を進め、特に、地方創生について「農林水産新時代」、「地方大学の振興」及び「観光立国」などを軸に、政策を力強く進めるとしております。隠岐4町村におきましても、策定いたしました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を軸に、それぞれの町村にしかないモノ、それぞれの特色を生かすことで、地方創生を実行することが重要であると考えているところでございます。

また昨年4月より施行されました特定有人国境離島措置法の目的である「有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持」を達成すべく、引き続き、島根県・隠岐4町村と共に、計画に定められた各種事業について、確実に、また強力で推進することが重要であると考えているところでございます。

それでは、平成30年第1回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の提案に先立ち、平成30年度の隠岐広域連合運営の基本的方針及び主要事業について申し上げ、議員各位はもとより島民の皆さまのご理解とお力添えを賜りたいと存じます。

隠岐広域連合は、平成11年9月に設立され発足20年目の節目を迎えることとなりました。これも一重に議員各位のご支援とご協力の賜であり、改めて感謝を申し上げます。

これまで同様、隠岐島民の皆さま方の「安全・安心の生活」確保や「地域振興」の充実に向け、誠心誠意、努力して参る所存でございます。ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まず、「隠岐広域連合事業全般にわたる方針について」でございますが、引き続き、隠岐広域連合第3次広域計画及び第3次隠岐広域連合行財政改革大綱に基づき、効率的かつ効果的で円滑な施設運営に努めて参る所存でございます。

最初に、「事務局総務課が所管いたします事業」についてでございますが、まず隠岐航路につきましては、超高速船レインボージェットの年検ドックが今月15日で終え、16日より運航を再開予定であり、引き続き「安全・安心」な運航、「高い就航率の維持」、「顧客サービスの向上」など、指定管理者である隠岐汽船株式会社との連携や協議をはじめ、関係機関と調整を図りながら、また、特定有人国境離島措置法における航路運賃低廉化対策事業等を強力に推進し、島民の皆さま方の更なる利便性の向上、観光客の誘致をはじめとした観光産業に大きく寄与して参る所存でございます。

次に「レインボープラザ事業」につきましては、平成29年度に大規模改修工事を実施させていただき、来月、3月10日にリニューアルオープンをする予定でございます。

また新たな指定管理者も選定させていただきましたので、指定管理者である「株式会社隠岐商事」との連携や協議をはじめ、関係機関と調整を図りながら、島民の皆さまに選ばれる魅力のある施設運営に取り組んで参る所存でございます。

最後に、「知的障がい者支援施設「仁万の里」事業」につきましては、隠岐圏域の障がい者福祉の中核施設としての機能・体制の維持と、利用者の皆さま方へのより良いサービスの提供や保護者の皆さま方の思いを大切にし、より効果的かつ効率的な運営と施設づくりを指定管理者である社会福祉法人博愛と共に進めて参ります。

次に、「介護保険事業」について申し上げます。

介護保険制度は平成12年4月に創設され、18年を経過しようとしておりますが、介護保険サービス基盤の充実とともに、介護サービスの利用が急速に拡大し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展して参りました。

一方で、人口の高齢化はさらに進展することが見込まれており、生産年齢人口は減少し続けるため、担い手側は不足していくことが予想されております。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画の初年度となります。新たな事業計画に基づき、保険者である隠岐広域連合と隠岐4町村は、連携を深め介護予防事業を積極的に推進し、要介護状態の軽減や重度化防止を図るとともに、担い手不足の課題を乗り越えるための、地域による互助等によるサービスの拡大・充実の仕組みを隠岐全体で進めることが重要となって参ります。

また、介護給付の適正化に努め、隠岐4町村のそれぞれの実情に応じた多様なサービスを充実することで、要支援者等に対する効果的かつ効率的な介護予防・

生活支援を推進し、住民福祉の向上を図って参る所存でございます。

「隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会」では、引き続き、隠岐圏域の諸課題に対する対策案を鋭意検討し、保険者として支援できるよう関係者及び関係機関と一丸になって取り組んで参ります。

保険料の収納につきましては、全庁での取り組みを継続し、みんなで支えあう介護保険制度の基本理念に沿って、より公平性を維持する為に収納率の向上に更に努めて参る所存でございます。

次に、「病院事業」について申し上げます。

病院事業につきましては、国の2025年を見据えた医療提供体制の構築及び島根県地域医療構想に併せ、病院ごとに策定した新公立病院改革プランを基に、安全・安心の医療提供体制の確立を図り、また医師・医療技術者等確保対策につきましては、島根県当局は元より、引き続き大学等との円滑な連携体制の維持充実に努める傍ら、隠岐郡出身関係者等との連携や情報収集をさらに深め、独自の医師等招聘対策を継続して参ります。

特に精神科医療提供体制につきまして、昨年8月に、島根県から隠岐病院へ派遣されていた精神科医師の退職に伴い、隠岐圏域の精神科医療提供体制が十分に確保されない状況となったところです。

このため、隠岐広域連合及び隠岐4町村は精神科医療提供体制確保について、島根県等へ協議、要望活動等を行い、当面の対応として島根県、鳥取大学、松江赤十字病院、島根県立こころの医療センターのご理解、ご協力により非常勤医師の支援をいただいております。また独自に精神科医師招聘に取り組んでおりますが、目途が立たない状況であります。

今後も引き続き、隠岐4町村及び関係機関と連携を強化し、精神科医療提供体制確保に向けて鋭意努力して参りますので、議員各位におかれましても、情報提供、ご助言、ご協力を賜り、一丸となって問題解決を図って参りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

「隠岐島前病院事業」につきまして、平成30年度の診療体制は、常勤医師7名と非常勤医師によります8診療科の継続に努めますとともに、県外の医師及び後期研修医師合わせて4名の研修につきまして、概ね年間を通して実施する予定にしております。当該研修において、医師が増員となりますので、常勤医師の宿当直業務の負担軽減が図られるものと期待しております。

また、医師事務作業補助者も1名増員し、3名体制で医師、看護師の業務負担軽減に努めて参ります。

医療スタッフについてでございますが、平成30年度は、2名の看護師が採用予定となっております。

現状は、25名の正規職員看護師のうち、半数はIターン者でございます。昨年同様、その内の1名が地元の方と結婚され、定住定着にも繋がっております。しかしながら、今後も育児休業の取得、看護師の定年退職などが見込まれていることから、引き続き全国に向けた情報発信や研修の受け入れなど、人材確保に取り組んで参る所存でございます。

また、各種補助金などの活用により、診療セミナーや各種講演会及び部門別の勉強会等を継続実施し、更なる地域医療の提供体制の充実並びに経営基盤の強化に取り組んで参ります。

次に「隠岐病院事業」についてでございますが、平成30年度は6年に一度の診療報酬・介護報酬の同時改定の年度であり、2025年に向けた重要な節目となります。改正内容を踏まえ、「地域包括ケアシステムの構築」における本院の役割を明確に整理し、「安全・安心の医療提供体制」の維持・強化を図って参る所存でございます。

平成30年度の診療体制につきましては、島根県、大学等のご支援もいただき、16診療科の維持に努めて参ります。

医療スタッフについてでございますが、依然として確保困難な状況が続いておりますが、平成29年度に設置させていただきました「島の医療人育成センター」を中心に、関係機関等の理解と協力を仰ぎながら、医療従事者に選ばれる魅力ある病院づくりに取り組んで参ります。

病院経営につきまして、平成30年度診療報酬本体の改定では0.55%のプラス改定となりましたが、依然として厳しい経営状況であることを念頭に置き、引き続き経営改善に努める所存でございます。

最後に、「消防事業」について申し上げます。

本年3月には、自治体消防制度が誕生して70年を迎えます。

この間、消防制度、施策及び消防防災施設等の充実強化が図られ、火災予防・消火、救急及び救助はもとより、自然災害への対応など、消防活動は広範囲にわたり、国民の「安全・安心の確保」に大きな役割を果たしております。

昨年の災害状況を顧みますと、2月の「埼玉県物流倉庫火災」、7月の「九州北部豪雨災害」、7月から10月に相次いで日本列島に上陸した台風災害など、激甚災害と呼ばれる大きな災害が発生いたしました。

これらの災害等の教訓を踏まえ、消防団、自主防災組織等の関係機関と連携しながら、訓練・研修を十分に受講し、職員一人ひとりの資質向上を図り、あらゆる災害に迅速、的確に対応できる消防体制を整え、更なる消防力の充実、強化に取り組んで参ります。

最後に、老朽化・狭あい化が顕著である隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の庁舎に関して、構成町村等と整備に関して検討・協議を進めて参る所存でございます。

以上、私の平成30年度に懸ける施政方針を述べさせていただきましたが、今後とも隠岐広域連合の広域行政が円滑に推進できますよう、職員あげて最善の努力をいたす所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井尻 義教）

以上で「広域連合長の施政方針」を終わります。

《 議案上程 》

日程第5 「議案上程」の件を議題と致します。

同意第1号 「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」についてを議題と致します。

ここで地方自治法第117条の規定によって、「川崎 康久」氏の退場を求めます。

(川崎氏の退場を確認)

提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長 番外」の声あり)

番外 池田広域連合長

○番外(池田広域連合長)

それでは、今定例会に提案させていただきました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の1ページをお願いいたします。

同意第1号 「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」ご説明申し上げます。

隠岐広域連合の予算規模が、毎年100億円程度と多額に見込まれていることや、医師招聘及び隠岐航路などに関する協議・交渉において、責任ある常勤の副広域連合長を配置いたしたく、現事務局長であります「川崎 康久」氏を、隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、同意いただきました折には、明日2月14日に同氏を選任する予定といたしているところでございます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長(井尻 義教)

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第6 「質疑」を行います

同意第1号について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で「質疑」を終わります。

日程第7 これより「採決」を行います。

同意第1号 「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立全員であります。

よって同意第1号は原案のとおり同意することに決定致しました。

ここで「川崎 康久」氏の入場を許可します。

(川崎康久氏入場を確認)

同意第1号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意については原案のとおり同意致しましたのでご報告致します。

川崎康久氏、ご挨拶を演壇においてお願い致します。

○番外 (川崎事務局長)

この度は隠岐広域連合副広域連合長に同意頂きまして誠にありがとうございました。

私は広域連合事務局長を拝命してから7年経とうとしています。その間、隠岐病院につきましては、既に設計は始まっておりましたが新築整備、そして仁万の里におきましては、新築整備そして運営主体の変更、また消防事業につきましては、移転新築という大きな整備に関わらせて頂きました。新たに超高速船導入事業につきましても当初から取り組ませて頂き大変貴重な経験をさせて頂きました。その7年を振り返ってみますと正副連合長は基より議員の皆さま、或いは職員の皆さまにも多々ご迷惑をおかけしたこともあったかとは思いますが、何よりも私にとっては皆さまの支えが大きな原動力であり、今非常に感無量であります。

隠岐広域連合は皆さまのご理解とご協力のもと一定程度のハード整備は完了致しましたが、まだまだ団体としては未熟であり、今後事業のクオリティを上げる、これは必要不可欠だと考えております。

今後も隠岐広域連合が主管する事業だけでなく隠岐全体のために頑張りたいという所存でございますので、引き続きお願い申し上げ、はなはだ簡単ではございますが就任のご挨拶と代えさせて頂きます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長 (井尻 義教)

日程第8 「議案上程」の件を議題と致します。

議第1号 「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から議第18号 「平成30年度 消防事業特別会計予算」までの18案件について一括して議題と致します。

只今、議題となりました18案件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長 番外」の声あり)

番外 池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

それでは、議第1号 「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から、議第18号 「平成30年度 消防事業特別会計予算」までの18件について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の2ページをお願いいたします。

議第1号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例」についてご説明申し上げます。

職員の旅費について、「定額支給」から「実費額支給」に改める「職員の旅費に関する条例の一部改正」に併せ、議会議員の費用弁償額に関する規定を改めるものでございます。

施行日は、平成30年4月1日といたしております。

次に議案書の3ページをお願いいたします。

議第2号 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

「職員の旅費に関する条例の一部改正」に併せ、費用弁償額の種類に食卓料を加えるものでございます。

施行日は、平成30年4月1日といたしております。

次に議案書の4ページをお願いいたします。

議第3号 「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

現在、救急患者・緊急搬送につきましては、主にドクターヘリ、島根県防災ヘリを利用し、本土側医療機関医師に同乗いただいているところでございます。しかしながら、荒天等により海上保安本部等他機関の航空機等による緊急搬送につきましては、隠岐病院勤務医師が同乗し対応する場合があります、航空機等内において医療行為を行うなど、危険度の高い業務であることから、新たに特殊勤務手当として、緊急搬送同乗手当を設けるものでございます。手当の額につきましては、既に同様の手当を支給している本土側医療機関の支給額を参考に、救急搬送1回につき30,000円を支給するものでございます。

施行日は、平成30年4月1日といたしております。

次に、議案書の5ページをお願いいたします。

議第4号 「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

現在、職員旅費の支給については、当該条例に定められた定額により支給しておりますが、適正な旅費支給となるよう実費精算の考え方を導入するものでございます。

主な改正の内容ですが、精算に必要な旅費経費については、領収書を添付することとし、「日当」を、現行の「2,200円」から半額の「1,100円」と改正し、新たに「食卓料」を旅程に応じて支給するよう規定するものでございます。また移転料について、国及び島根県が規定している額と同額に改めるものでございます。

施行日は、平成30年4月1日といたしております。

次に、議案書の8ページをお願いいたします。

議第5号 「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

隠岐病院事務部について、複雑化する医療制度改革に対応するため、医事業務並びに医業収益増収対策の強化等を目的に、医事業務に特化した組織といたしたく、「経営課」を「医事課」に改めるものでございます。

施行日は、平成30年4月1日といたしております。

次に、議案書の9ページをお願いいたします。

議第6号 「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

平成30年度から平成32年度までの、第7期介護保険事業計画策定に伴い、介護保険料基準額につきまして、介護報酬0.54%の引き上げに伴う介護給付費への影響及び公費負担割合の変更等を勘案し、現行の基準年額の78,600円を据え置き、介護保険法の一部改正に伴う関係条文について規定を改めるものでございます。

施行日は、平成30年4月1日といたしております。

次に、議案書の11ページをお願いいたします。

議第7号 「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

「職員の旅費に関する条例の一部改正」に併せ、特別職の職員が旅行する際の旅費に関する規定を改めるものでございます。

施行日は、平成30年4月1日といたしております。

次に、議案書の13ページをお願いいたします。

議第8号 「レインボープラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

現在、レインボープラザの大規模改修工事におきまして、3階の「和室10畳研修・会議室」をシングルルーム3室に改修するため、3階の「和室10畳研修・会議室」の規定を削り、また「患者等宿泊ルーム」の利用料金について、消費税を含んだ表記に改めるものでございます。

施行日は、公布の日といたしております。

続いて、一般会計及び特別会計の補正予算案のご説明を申し上げます。

議案書の14ページから15ページをお願いいたします。

議第9号 「平成29年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、議会費は、決算見込みに伴う旅費の減額、総務費の総務管理費は、常勤副広域連合長配置に伴う人件費の増等による増額、民生費は、低所得者介護保険料軽減負担金確定に伴い減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額し、国庫支出金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ432万3千円を増額し、歳入歳

出予算の総額を7億1,354万5千円とするものであります。

次に、議案書の16ページから17ページをお願いいたします。

議第10号 「平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費等各項の不用額、保険給付費及び地域支援事業費の事業費見込みの見直しによる差し引き不用額の減額及び保険給付費、地域支援事業費の減額に伴う基金積立金の増額を行うものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額し、保険料を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,870万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億482万6千円とするものであります。

次に、議案書の18ページから20ページをお願いいたします。

議第11号 「平成29年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、入院・外来患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業収益は、入院・外来患者数及び診療単価の見直しにより減額するものでございます。

医業外収益は、補助金及び長期前受金戻入等を減額するものであります。

医業費用は、給与費及び材料費を減額し、経費の見直しによる増額、医業外費用は、消費税の見直し等による増額、特別損失は、平成28年度個別指導等に係る過年度損益修正損を増額し計上するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、空調整備費及び医療機器購入費の実績により建設改良費を減額し、企業償還金も元金確定に伴う減額、投資につきましては、修学資金の新規貸付がなかったことから減額するものであります。

資本的収入につきましては、建設改良費の減額により企業債、補助金及び出資金を減額し、また修学資金の新規貸付がなかったことによる長期貸付金収入も減額するものであります。

予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

予算第6条は、給与費の減額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費について減額するものであります。

予算第7条は、材料費の減額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議案書の21ページから24ページをお願いいたします。

議第12号 「平成29年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、入院・外来患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業収益は、入院・外来患者数及び診療単価の見直しにより増額するものであります。医業外収益は、補助金及び一般会計繰入金が増額分が主なものであります。医業費用は、正規職員未採用及び患者数増に対応するための臨時職員雇用等による給与費の増額、材料費の見直しによる増額及び経費の見直しによる増額であります。医業外費用は、院内保育所運営経費の減額分が主なもので、特別損失は、平成28年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県、隠岐の島町へそれぞれ返還するものが主なものであります。

予算第4条は、資本的収入および支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費について、医療機器の購入品目変更に伴う減額、投資については、修学資金貸与者減等に伴い減額するものであります。資本的収入は、建設改良費の減額により企業債及び出資金を減額し、修学資金貸与者減に伴い長期貸付金収入を減額、また長期貸付金償還金収入も減額するものが主なものであります。

予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

予算第6条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち職員給与費について増額するものであります。

予算第7条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議案書の25ページから26ページをお願いいたします。

議第13号 「平成29年度消防事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で旅費、交際費及び工事請負費を実績見込みにより減額し、消防救急デジタル無線機器の独占禁止法規定違反に係る返還金を計上するため、償還金利子及び割引料を増額するものであります。

事業費の消防事業費は、消防ポンプ自動車購入費を実績により減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を減額し、使用料及び手数料、諸収入及び国庫支出金をそれぞれ増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,445万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億535万8千円とするものであります。

続きまして、議第14号から議第18号までの議案は、一般会計及び特別会計の平成30年度の当初予算についてでございます。

当初予算の編成にあたりましては、国、県及び構成団体の厳しい財政状況を踏まえ、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費の経常経費について、平成29年度当初予算額以下とする要求枠の設定を行い、経費節減に努力すると共に、病院事業につきましては、経営改善計画等に沿った事業運営とし、企業としての独立採算性を追及し、収支改善に努めた予算編成を行ったところでございます。

平成30年度当初予算の全会計の歳出総額は、88億6,263万9千円で、前年度当初予算と比較して3億8,890万8千円の減額予算となっております。

また構成団体負担金は、27億7,014万5千円を計上しており、前年度に対し1億9,936万8千円の減額であります。

それでは、各会計の予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書の27ページから28ページをお願いいたします。

議第14号「平成30年度 隠岐広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、5億2,038万6千円と定め、前年度と比較して1億8,927万9千円の減額予算となっております。

歳入の主なものは、構成団体負担金及び仁万の里派遣職員人件費負担金の諸収入であります。

歳出の主な内容は、総務費で、特別職1名、一般職16名の人件費、レインボープラザ、レインボージェット及び仁万の里の管理費が主なものであります。その内、一般管理費では隠岐の島町へ職員を1名派遣することとしており、当該派遣職員の人件費も計上してございます。またレインボープラザ管理費では改修工事費、超高速船・フェリー管理費では職員1名の人件費及び指定管理料、仁万の里管理費では派遣職員人件費及び指定管理料が主なものであります。

次に、議案書の29ページから31ページをお願いいたします。

議第15号「平成30年度 介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、33億7,563万6千円と定め、前年度と比較いたしまして6,230万5千円の減額予算となっております。

歳入につきましては、保険料で、第1号被保険者の増加に伴いまして、6億1,914万3千円を計上いたしました。分担金及び負担金では、5億3,491万8千円を計上するものであります。国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の減により、前年度と比較して減額となっております。また、繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金の増に伴い増額となっております。

歳出につきましては、総務費で1億2,140万2千円を計上しており、前年度と比較して2,064万9千円の増額となっております。総務管理費の介護保険システム更新委託料の増が主な要因であります。保険給付費では30億4,296万円計上しており、認定者数の減や介護保険制度改正に伴い、予防給付費の一部が地域支援事業費へ移行したため、前年度と比較して2.3パーセントの減少となります。地域支援事業につきましては、2億1,009万1千円を計上しており、前年度と比較して596万5千円の減額となっております。

次に、議案書の32ページから34ページをお願いいたします。

議第16号「平成30年度 隠岐島前病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は44床であります。年間患者数は前年度並みを予定しております。また、建設改良事業は、医療用画

像管理システム及び電子カルテのネットワークシステムの更新と医療機器等合わせ10品目に係る費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

病院事業収益は前年度と比較して0.3%増の8億4,948万8千円に、また、病院事業費用は、1.7%増の8億8,777万円を見込み、3,828万2千円の赤字予算となっております。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、医療用画像管理システム等の更新及び医療機器等の購入費、企業債償還金及び修学資金の貸付に9,834万9千円を予定し、収入は8,006万6千円を予定しております。

なお、差引不足分1,828万3千円については、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額を、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案書の35ページから37ページをお願いいたします。

議第17号 「平成30年度 隠岐病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は115床であります。年間患者数は前年度と比較して、入院で7.4%の増、外来でも、0.7%の増を予定しております。また、建設改良事業は、医療機器23品目、公用車1台の購入、医師住宅及び看護師宿舎等の改修工事にかかる費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は、前年度と比較して5.6%増の29億6,581万1千円、病院事業費用は、2.8%増の31億1,325万9千円を見込み、収支差引1億4,744万8千円の赤字予算を計上するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は医療機器23品目、公用車1台の購入、医師住宅及び看護師宿舎等の改修事業費、企業債償還金及び医学生等修学資金の貸付に2億159万3千円を予定しており、収入は1億8,643万7千円を予定しております。なお、差引不足分の1,515万6千円については、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案書の38ページから39ページをお願いいたします。

議第18号 「平成30年度消防事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、6億6,564万6千円と定め、前年度と比較して1,935万1千円の増額予算となっております。

歳入につきましては、構成団体負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で、職員人件費及び運営費が主なものであります。事業費では、高規格救急自動車の整備費が主なものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重審議の上、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（井尻 義教）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

《一般質問》

日程第9 「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の **別紙2** 通告一覧表のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、議員・執行部におかれましてはご協力をお願い致します。

それでは発言を許します。

（「議長 6番」の声あり）

6番 村上 三三郎 議員

○6番（村上 三三郎）

今回は膨大な資料でしたが地域包括ケアの内容について質問します。

2017年5月の通常国会で法改正が成立しました。法改正の趣旨は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年に向けて介護ニーズも増大することが想定される中で「国民一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを各地域の実情に応じて構築していく」ことを目指すとされています。

地域包括ケアの深度と制度の持続性を高めることに努めなければなりません。隠岐圏域の介護保険の認定者数は次のようになっています。

（2017年10月現在）

	1号被保険者	2号被保険者
要支援 1	296	3
2	191	6
介護度 1	309	7
2	278	9
3	253	1
4	219	8
5	188	1
計	1,734	35

地域包括ケアシステムは自助・共助・互助・公助によって高齢者の生活を支えるとしています。

質問致します。

質問 1 互助による支援の具体的な事例とそれに対する隠岐広域連合または各自治体による支援策についてお示し下さい。

質問 2 高齢者の加齢による健康の悪化は避けられないことです。病院での治療後は施設や自宅での生活になります。しかし施設等の許容人員には限界があり待機者が数年間も待つことを余儀なくされています。現在の待機者はどのくらいいますか。

質問 3 在宅介護のためには所帯に配偶者、息子・娘等がいることが前提になります。老老介護、介護離職など深刻な事例が数多くあります。在宅介護を利用している被保険者数ほどのくらいですか。またその方たちの介護ケアの態勢はどうなっていますか。その中で独居老人はどれだけいますか。互助・共助による支援体制はどうなっていますか。

質問 4 保険料の抑制についてどのような対策を講じる予定としていますか。

○議長（井尻 義教）

（「議長 番外」の声あり）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

只今の村上議員の「第7期隠岐広域連合介護保険事業計画について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今後の介護保険制度においては、団塊の世代が医療・介護ニーズの高まる75歳以上となる2025年に向け、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、地域包括ケアシステムの推進は欠かせない課題であり、第7期介護保険事業計画においても、これをより一層推進することとして事業計画を作成しているところでございます。

それでは、最初の質問1「互助による支援の事例と支援策について」ですが、各町村において多少異なる事例もございしますが、安否確認を兼ねたボランティア及び事業所による配食サービス、民生児童委員による相談支援及び安否確認、各地区における健康づくりを目的としたサロン等の実施或いは緊急通報システムの整備などがあげられます。行政の支援については、保健師を講師等で各地区に派遣する等の人的支援や地域支援事業費等を活用した財政支援を行っているところでございます。

次に、質問2「施設等の待機者について」ですが、現在、特別養護老人ホームの待機者数は、隠岐の島町で41人、海士町で8人、西ノ島町で1人となっております。町村や利用者の要介護状態等によって異なりますが、隠岐の島町の場合、待機期間は平均すると概ね半年となっております。

次に、質問3「在宅介護を利用している被保険者数、介護ケアの態勢、独居老人の人数及び互助・共助による支援体制について」お答えいたします。在宅介護を利用している被保険者は隠岐4町村全体で1,080人おられまして、訪問介護、

訪問看護、通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所、福祉用具貸与等の複数のサービスを組合わせて利用していただいております。独居老人の人数につきましては、正確な人数は把握出来ておりませんが、国勢調査の独居世帯を参考にすると在宅介護サービスの利用者のうち約2割程度だと考えています。

最後に、質問4「保険料の抑制策について」でございますが、第7期においては、介護保険料多段階化による低所得者層の負担軽減や介護給付費準備基金の取り崩しにより保険料を据置く予定としており、高い水準の介護保険サービスを維持しつつ保険料の抑制に努めて参る所存でございますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○6番（村上 三三郎）

質問4の件ですが、介護保険計画の3頁に自助、互助、共助者は一般財源による高齢者福祉事業、生活保護、人権擁護の事業主体は市町村となっています。人生100年と言われるような時代となりましたので、すべての高齢者が憲法25条が言いますように、「健康で文化的な最低限度の生活が営まれることが出来るような体制」が各自治体に求められていると思いますので、その辺のことを改めて要請致します。

これは通告しておりませんでしたけれど、質問させていただきます。介護保険の推移表ですけれど1期から6期まで実施されておまして、1期はH12からH14年度、これは5段階で基準額が3段階、月額3,400円でした。2期はH15からH17年度、5段階で基準額が3段階、月額3,900円でした。3期はH18からH20年度、6段階で基準額が4段階で月額4,900円、4期はH21からH23年度は、8段階で基準額が5段階、月額4,900円、5期はH24からH26年度は、8段階で基準額が5段階、月額6,550円、6期はH27からH29年度は11段階で基準額が5段階、月額6,550円となっています。そして6期の段階別ですが1段階は基準額の半分、11段階は2.3倍ということになっていますが、質問ですが保険料を11段階に設定し応能負担の原則を採用していることは私は評価します。事務局の資料によりますと7期は6期と同様に保険料率と保険料月額を定めるとありますが相違ありませんか。

○番外（池田広域連合長）

再質問にお答え致します。

第6期と第7期のことでございますが、先ほどお答え致しましたように第7期につきましては保険料を据え置くとしています。

○6番（村上 三三郎）

質問終わります。

○議長（井尻 義教）

村上議員の一般質問を終わります。

以上で「一般質問」を終わります。

ただいまより10時40分まで休憩と致します。

（会議休憩宣告 10時 30分）

○議長（井尻 義教）

会議を再開致します。

（会議再開宣告 10時 40分）

《質疑》

日程第10 これより「質疑」を行います。

議第 1号 「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から、議第18号 「平成30年度 消防事業特別会計予算」までの18案件について質疑を行います。

最初に議第1号 「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。

（議案書 2頁、資料3 議案に関する参考資料 1頁をお開き下さい。）

これについて質疑はございませんか

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第1号の質疑を終わります。

次に議第2号 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。

（議案書 3頁、資料3 議案に関する参考資料 1頁をお開き下さい。）

これについて質疑はございませんか

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第2号の質疑を終わります。

次に議第3号 「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。

（議案書 4頁、資料3 議案に関する参考資料 1頁をお開き下さい。）

これについて質疑はございませんか

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第3号の質疑を終わります。

次に議第4号 「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。

（議案書 5頁、資料3 議案に関する参考資料 2頁をお開き下さい。）

これについて質疑はございませんか

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
以上で議第4号の質疑を終わります。

次に議第5号 「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

(議案書 8頁、資料3 議案に関する参考資料 2頁をお開き下さい。)
これについて質疑はございませんか

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第5号の質疑を終わります。

次に議第6号 「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

(議案書 9頁、資料3 議案に関する参考資料 3頁をお開き下さい。)
これについて質疑はございませんか

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第6号の質疑を終わります。

次に議第7号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(議案書 11頁、資料3 議案に関する参考資料 3頁をお開き下さい。)
これについて質疑はございませんか

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第7号の質疑を終わります。

次に議第8号 レインボープラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(議案書 13頁、資料3 議案に関する参考資料 3頁をお開き下さい。)
これについて質疑はございませんか

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第8号の質疑を終わります。

次に議第9号 「平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)」について、質疑を行います。

(資料1 予算に関する説明書 1頁をお開き下さい。)
これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第9号の質疑を終わります。

次に議第10号 「平成29年度 介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、質疑を行います。

（資料1 予算に関する説明書 11頁をお開き下さい。）

これについて質疑はございませんか

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第10号の質疑を終わります。

次に議第11号 「平成29年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第2号）」について 質疑を行います。

（資料1 予算に関する説明書 29頁をお開き下さい。）

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第11号の質疑を終わります。

次に議第12号 「平成29年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）」について質疑を行います。

（資料1 予算に関する説明書 36頁をお開き下さい。）

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第12号の質疑を終わります。

次に議第13号 「平成29年度 消防事業特別会計補正予算（第4号）」について 質疑を行います。

（資料1 予算に関する説明書 52頁をお開き下さい。）

質疑はございませんか。

○6番（村上 三三郎）

消防救急デジタル無線の独占禁止法規定違反に係るとなっていますが、これはどのような事例でしょうか。

○番外（藤田消防次長）

お答え致します。

資料3 議案に関する参考資料 51頁をお開き下さい。

経過について説明致します。

消防救急無線のデジタル化は広域化・共同化の観点から県内9消防本部が共同

で圏域を1ブロックとして平成22年度から平成26年度にかけて整備を行いました。

島根県の消防防災行政無線のデジタル化の事業と共同で行い、基本設計、実施設計及び共通波整備については、島根県へ委託して事業を行いました。

平成29年2月2日に公正取引委員会から消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対して、独占禁止法第3条の規定違反(談合)に伴う排除措置命令及び課徴金納付命令が出されました。

これを受けて島根県は該当する業者との契約が2件あったことから、落札価格が引き上げられるなどとして受けた損害賠償金の請求を行い、昨年11月27日に賠償金を収納したので、同賠償金額のうち各消防本部から受託した工事にかかる負担金相当額を返還することとなりました。

負担金の返還額は隠岐広域連合分として46,981,927円となりました。これを下段の表のとおり構成町村に返還するものです。

以上でございます。

○議長(井尻 義教)

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第13号の質疑を終わります。

次に議第14号「平成30年度 隠岐広域連合一般会計予算」について質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 1頁をお開き下さい。)

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第14号の質疑を終わります。

次に議第15号「平成30年度 介護保険事業特別会計予算」について質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 22頁、資料3 議案に関する参考資料 64頁をお開き下さい。)

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議15号の質疑を終わります。

次に議第16号「平成30年度 隠岐島前病院事業特別会計予算」について

質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 47頁、資料3 議案に関する参考資料 68頁をお開き下さい。)

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第16号の質疑を終わります。

次に議第17号 「平成29年度 隠岐病院事業特別会計予算」について質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 67頁、資料3 議案に関する参考資料 73頁をお開き下さい。)

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第17号の質疑を終わります。

次に議第18号 「平成30年度 消防事業特別会計予算」について質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 95頁、資料3 議案に関する参考資料 82頁をお開き下さい。)

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第18号の質疑を終わります。

以上で「質疑」を終わります。

《委員長報告》

日程第11 「委員長報告」の件を議題と致します。

隠岐広域連合議会会議規則第47条第2項の規定により、医療介護常任委員長から調査事項の件について報告をしたいとの申し出がありました。

お諮り致します。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って医療介護常任委員長の報告を受けることと決定致しました。
医療介護常任委員長の発言を許します。

(「議長 4番」の声あり)

4番 中濱堯介委員長

○4番(中濱 堯介)

医療介護常任委員会として昨年の11月7日から9日にかけて視察研修旅行を行いました。その件に対して報告致します。

当委員会は、去る11月7日から9日に「地域包括医療」の町作りに取り組んでいる岡山県新見市哲西町の哲西診療所に議員7名、職員2名の9名で視察を行いました。

言葉の上では「地域包括ケアシステム」を理解しているつもりではございましたが、今回の視察を通して広義的にも狭義的にも腑に落ちた視察でありました。

今回の視察、意見交換の中でポイントとなった点について報告致します。

1. 町全体で共有しているコンセプトは「健康が一番」と云うことでした。
2. 行政サービスの中心は「医療」であると位置づけ、当時は全国的にもあまり例を見ない行政・医療・保健・福祉・教育・文化・産業等を包括する複合型施設を作ったことにより、多角的で実効性とスピード感あふれるサービスが受けられることによる住民の満足度が非常に高いことが実感出来ました。
3. サービスを受ける住民の自発的で積極的なボランティア活動も、包括ケアシステムに自然に組み込まれ親近感のある包括ケアシステムが構築されていました。
4. 医療面で一番の肝心な医師確保の面では、研修医の受け入れ、定着を図る上で「医師を守る・支える・育てる」という思いで、地域住民が医師を育てていくのだという考え方が自然に住民間に醸成されていました。
5. 町の「健康が一番」と云うコンセプトから、児童・生徒たちの包括ケアとしての血液検査実施や保健師の指導の下、保護者たちによる米粉パン作りが今では第6次産業としてケアシステムに組み込まれていました。

総括的な感想ではありますが、人生100年が奇異に感じられなくなった昨今、健康寿命と実寿命のギャップを出来る限り縮め、医療費・介護保険料等の抑制のための取組として、哲西町の姿は大きなヒントとなることは間違いないと思われま

す。
隠岐全体の包括ケアシステムに対する取組は全国的に見てもかなり先を行っていると思われま

以上です。

○議長(井尻 義教)

以上で「委員長報告」を終わります。

《 討 論 》

日程第12 これより「討論」を行います。

議第1号 「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から議第18号 「平成30年度 消防事業特別会計予算」までの18案件を一括して討論に付します。

討論はございませんか

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終わります。

《 採 決 》

日程第13 これより「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

始めに、議第1号 「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から、議第8号 「レインボープラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」までの8案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって、議第1号 「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から議第8号 「レインボープラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」までの8案件につきましては、原案のとおり可決致しました。

次に議第9号 「平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)」から議第13号 「平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第4号)」までの5案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第9号 「平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)」から議第13号 「平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第4号)」

までの5案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に議第14号「平成30年度 隠岐広域連合一般会計予算」から議第18号「平成30年度 消防事業特別会計予算」までの5案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第14号「平成30年度 隠岐広域連合一般会計予算」から議第18号「平成30年度 消防事業特別会計予算」までの5案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で「採決」を終わります。

《委員会閉会中の継続審査》

日程第14. 「委員会閉会中の継続審査・調査」についてを議題と致します。

各常任委員長、議会運営委員長から審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の別紙4 申出一覧表のとおりであります。

お諮り致します。

本案は各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに決定致しました。

以上で「委員会閉会中の継続審査・調査」について終わります。

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し、定例会に提出された議案は、すべて議了致しました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 11時 07分)

(「議長 番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、副広域連合長の選任同意案をはじめ、平成30年度各会計予算案、条例改正案及び補正予算案の19議案を上程させていただきましたが、原案どおり可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

新たな年度を迎えるにあたり隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識いたし、島民の皆さまによりよいふるさと隠岐を感じて頂けるよう職員と一丸となって邁進して参りますので、議員の皆さまには更なる力添えをお願い申し上げます。

井尻議長様はじめ、議員の皆さま方には広域行政に対しまして引き続きご助言ご指導を賜りますようお願い申し上げ、くれぐれも健康にはご自愛の上、より一層ご活躍を頂きますよう心からお願いを申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長 (井尻 義教)

本日はこれをもって散会し、平成30年第1回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 11時 09分)

以上会議の次第は、議会事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するためにここに署名をする。

平成30年 月 日

隠岐広域連合議会議長

隠岐広域連合議会議員

隠岐広域連合議会議員
